

JGAP農場用 管理点と適合基準 畜産 修正点一覧

項目	2022_1	2022	備考
表紙	畜産	家畜・畜産物	用語の変更
理念	削除	(略)	削除
目次	10. 設備・機械等の管理	10. 設備・機械・器具等の管理	一部削除
はじめに	<p>本書は、下記の項目に関するGAP(Good Agricultural Practices)認証の基準として、適切な農場管理とその実践について示したものです。</p> <p>○農場運営 ○食品安全 ○家畜衛生 ○環境保全 ○労働安全 ○人権の尊重 ○アニマルウェルフェア</p> <p><u>JGAPIは、農業生産において食べる人への配慮(食品安全)、生産基盤への配慮(環境保全、家畜衛生、アニマルウェルフェア)、働く人への配慮(労働安全、人権の尊重)について適切な農場管理の実践を目指しています。</u></p> <p><u>JGAPI認証農場・団体は、認証のルールに基づき取り組みを記録し、審査を通して取り組み内容の説明と開示を行っているため、持続可能な農業の実践を証明することができます。JGAPIの導入により農業生産工程管理を見える化し、安定した農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになります。</u></p> <p><u>JGAPIは、農業生産の段階における取り組みだけでなく、サプライチェーンに関わるすべての食品事業者、消費者とのパートナーシップを構築し、持続可能な社会の実現に貢献します。</u></p>	<p>本書は、下記の項目に関する適正農業規範(Good Agricultural Practices)であり、適切な農場管理とその実践について示したものです。</p> <p>○農場運営 ○食品安全 ○家畜衛生 ○環境保全 ○労働安全 ○人権の尊重 ○アニマルウェルフェア</p> <p>生産物の生産工程全体について上記7項目に関わる重要な管理点を記載しています。これらの管理点は、多様な生産者に共通する最低限の基準をまとめたものであり、それぞれの特徴あるやり方や工夫を阻害しないよう作成されています。JGAPIの管理点に注目して農場管理を行うことにより、上記7項目について適切に対応することができます。</p> <p>また、JGAPIが畜産農場に導入されることにより、国際的にも高く評価される農場管理のレベルが実現し、同時に消費者を含む家畜・畜産物の買手との信頼関係構築に活用することができます。</p> <p>JGAPIは、農業生産者が主体的に活用する農業生産工程管理手法です。自己点検を通して農場管理を継続的に改善する経営管理体制を構築することができます。生産物の安全性を高める科学的なアプローチであり、農業生産者が自らの品質保証の仕組みとして導入するものです。またJGAPIは、生物多様性の維持を含む環境保全型農業を基本とした持続的な農業経営を実現するものです。同時に、農場管理の適正化と効率化を通して、生産効率の向上にも寄与するものです。</p> <p>一方で、第三者による認証制度を活用することで、適切な農場管理を実践している信頼性の高い生産者や団体であることを社会全般へアピールすることができます。</p>	「理念」と「はじめに」を統合し、整理
2. 本書の利用方法 3. JGAP認証の流れ 4. 認証までのステップ	総合規則の改定に合わせて、用語を修正し全体的に見直しをしました。		用語の変更

項目	2022_1	2022	備考
8. 用語の定義	8. 用語の定義	8. 用語の定義と説明	一部削除
	法令等から引用している定義については、引用・参考元を記載		
3)JGAP総合規則	JGAP認証プログラムの基本となる規定や認証プロセス、認証プログラムに関わる機関および農場・団体に関する規定が定められている文書。	JGAPの理念、適用範囲、認証制度、認証に関する表示等について定めた文書。	総合規則に合わせて変更
かー2)外部委託	認証の対象となる生産工程に直接関わる作業の一部を外部の組織に委託すること。(ISO9000:2015を参考)	—	新規追加
かー7)基準文書	基準文書:JGAP認証の基準となる文書で以下の(a)から(d)の総称。 (a)JGAP総合規則 (b)JGAP農場用 管理点と適合基準 (c)JGAP団体事務局用 管理点と適合基準 (d)ガイドライン	—	新規追加
さー6)重要	該当する項目に85%以上適合が求められる管理点。	該当する項目に95%以上適合が求められる管理点。	総合規則に合わせて変更
さー7)使用者	事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者。(労働基準法 第10条より引用)	—	新規追加
さー8)商品	農場・団体から出荷先に引き渡す生産物。	本書では、農場または団体から出荷先に引渡す家畜および畜産物のこと。	総合規則に合わせて変更
さー14)生産工程	自給飼料の生産、家畜の飼養から家畜および畜産物の出荷までの認証範囲に関わる一連の活動。	飼養工程、畜産物取扱い工程および自給飼料生産工程の一連の作業活動。	総合規則に合わせて変更
さー17)是正処置	不適合の原因を除去し、再発を防止するための処置。(ISO9000:2015より引用)	—	新規追加
たー4)適合	JGAPの基準を満たしている状態。	—	新規追加
なー1)内部監査	『JGAP 農場用 管理点と適合基準』および『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』を満たすように定めた「団体管理マニュアル」に基づき、団体マネジメントの一環として、団体事務局および団体を構成するサイトの管理を内部監査員および内部監査補佐役が点検・確認すること。	『JGAP 農場用 管理点と適合基準』および『JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準』を満たすように定めた「団体・農場管理マニュアル」に基づき、団体の統治管理の一環として、団体事務局および団体を構成する全農場の運用状況を内部監査員、内部監査補佐役が点検・確認し、その結果を団体事務局の責任者および団体の代表者に報告すること。	総合規則に合わせて変更

項目	2022_1	2022	備考
な-2)認証	農場・団体の製品およびプロセスがJGAP認証プログラムに定める認証基準を満たしていることに関する第三者証明のこと。(ISO/IEC17065:2012およびISO/IEC17000:2020参考)	農場・団体が保有する農場管理または団体管理の仕組みとその運用が、定められた基準に適合していることを認証機関が証明すること。	総合規則に合わせて変更
な-3)認証家畜	以下の(a)から(c)を満たした家畜。 (a) 認証農場・団体に飼養され、認証の有効期限内に出荷された家畜 (b) JGAP認証書に記載のある品目 (c) 認証農場・団体に21日間(最低継続飼養期間)以上継続して飼養された家畜	以下の(1)~(3)をすべて満たした家畜。 (1) 認証農場で生産され、認証の有効期限内に出荷された家畜 (2) JGAP認証書に記載のある品目 (3) 認証農場で21日間(最低継続飼養期間)以上継続して飼養された家畜	総合規則に合わせて変更
な-4)入場者	農場・団体に所属する作業員以外で農場に立ち入る者。	—	新規追加
な-4)年少者	満18歳に満たない者。(労働基準法 第57条を参考)	労働基準法では、満18歳に満たない者。	引用・参考元の追記に合わせて表現を修正
な-6)農場	認証の対象となる品目を生産し、その生産工程および生産物に関して責任を負う組織。	—	新規追加
は-8)肥料等	肥料等:本書では、土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆肥およびその他の資材(登録のない肥料効果を目的とした資材、植物活性剤・忌避剤等)も肥料と同じ管理点で扱い、これらと肥料の総称のこと。	肥料等:本書では、土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆肥およびその他の資材(登録のない肥料効果を目的とした資材、植物活性剤・忌避剤等)も肥料と同じ管理点で扱い、これらと肥料の総称のこと。	「堆厩肥」を「堆肥」に変更
は-10)不適合	JGAPの基準を満たしていない状態。	不適合:JGAPの適合基準を満たしていない状態。	用語を一部修正
は-11)放牧地	草地のうち、家畜の飼養に供される土地をいい、野草地および放牧用林地を含む。	草地のうち、家畜の飼養に使用する場所。	総合規則へのパブコメご意見より、野草地、放牧用林地を追加
ら-1)リスク	危害の発生確率およびその危害の度合いの組み合わせ。危害とは、人への障害もしくは健康障害、または生産物などの財産および環境への損害のこと。(ISO/IEC Guide 51:2014を参考)	危険の生じる可能性。	農産へのパブコメご意見より修正
ら-2)リスク評価	危害の発生確率およびその危害の度合いの組み合わせからその重要性の評価、対策の樹立を行うこと。(ISO/IEC Guide 51:2014を参考)	想定されるリスクを抽出し、割合や重大性を評価すること。	農産へのパブコメご意見より修正

管理点と適合基準						
番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
共通項目						
1 農場管理の見える化						
1.1	必須	JGAP適用範囲の明確化	JGAP認証の適用範囲を明確にするために、以下の最新情報を文書化している。 (1) 農場(農場名、所在地、連絡先) (2) JGAP対象品目 (3) 総合規則9.2で定める認証の対象となる工程 (4) 畜舎/草地等(識別できる名称、飼養畜種/栽培作物、(床)面積、収容頭羽数) (5) 畜産物取扱い施設(施設名、取扱い品目) (6) 倉庫・保管庫(動物用医薬品、飼料、農薬・肥料等の資材、燃料、機具・機械等の保管場所) (7) 外部委託先(名称、委託範囲、所在地、連絡先) (8) 家畜排せつ物の管理施設(施設名、床面積、処理方法)	JGAP適用範囲の明確化	JGAP認証の適用範囲を明確にするために、以下の最新情報を文書化している。 (1) 農場(農場名、所在地、連絡先) (2) JGAP対象品目 (3) 認証の対象となる生産工程 (4) 畜舎/草地等(識別できる名称、飼養畜種/栽培作物、(床)面積、収容頭羽数) (5) 畜産物取扱い施設(施設名、取扱い品目) (6) 倉庫・保管庫(動物用医薬品、飼料、農薬・肥料等の資材、燃料、機具・機械等の保管場所) (7) 外部委託先(名称、委託範囲、所在地、連絡先) (8) 家畜排せつ物の管理施設(施設名、床面積、処理方法)	生産工程の定義が変更になったため、総合規則の表現に合わせて修正
1.2	必須	地図の整備	リスク評価に活用するために、少なくとも以下の情報を記載した地図を作成している。 (1) 畜舎/草地等 (2) 畜産物取扱い施設 (3) 倉庫・保管庫 (4) 廃棄物保管場所(家畜の死体・家畜の排せつ物処理施設を含む) (5) 生産工程で利用する水源、貯水場所、給水場所(自給飼料) (6) 農場周辺の畜産関連施設	地図の整備	リスク評価に活用するために、少なくとも以下の情報を記載した地図を作成している。 (1) 畜舎/草地等 (2) 畜産物取扱い施設 (3) 倉庫・保管庫 (4) 廃棄物保管場所(家畜の死体・家畜の排せつ物処理施設を含む) (5) 生産工程で利用する水源、貯水場所、給水場所(自給飼料) (6) 農場周辺の畜産関連施設	(変更なし)
1.3	必須	生産計画の立案	以下の項目を含む生産計画を立て、文書化している。 (1) 品目ごとの生産見込量 (2) 生産性等に関する目標	生産計画の立案	以下の項目を含む生産計画を立て、文書化している。 (1) 品目ごとの生産見込量 (2) 生産性等に関する目標	(変更なし)
1.3.1	努力	生産計画と実績の対比	生産計画に対して実績を評価し、次年度の計画立案に活用している。	生産計画と実績の対比	生産計画に対して実績を評価し、次年度の計画立案に活用している。	(変更なし)
1.4	必須	記録の保管	農場管理の改善のために 、各管理点で求めている記録について、以下に取り組んでいる。 (1) 過去2年分以上の記録の保管 初回審査または版の変更により新しく要求された記録の場合は、審査日からさかのぼって3か月分以上の記録の保管(当該期間に発生しない作業の記録は除く)。初回審査後の継続した記録の保管 (2) 2年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている場合には、その要求に従った記録の保管 (3) 必要な時にすぐに関覧できる状態の維持	記録の保管	農場管理の改善・作業効率化の見直し、問題発生時の確認のために 、各管理点で求めている記録について、以下に取り組んでいる。 (1) 過去2年分以上の記録の保管 (2) 初回審査または版の変更により新しく要求された記録の場合は、審査日からさかのぼって3か月分以上の記録の保管(当該期間に発生しない作業の記録は除く)。初回審査後の継続した記録の保管 (3) 2年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている場合には、その要求に従った記録の保管 (4) 記録は必要な時にすぐに関覧できる状態に維持	・ 目的を修正 ・ (1)と(2)は続いている内容のため、(2)を削除 ・ (3)文章の軽微な修正

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
1.5	必須	苦情・事故・ルール違反への対応	適切な農場管理を実践するために、農場への苦情や農場内での事故、ルール違反があった場合、以下の内容を記録している。 (1) 発生日 (2) 記録日 (3) 記録者 (4) 苦情・事故・ルール違反の内容 (5) 応急対応 (6) 発生原因 (7) 再発防止に向けた是正処置 (8) 農場責任者による是正処置確認日	苦情・事故・ルール違反への対応	適切な農場管理を実践するために、農場への苦情や農場内での事故、ルール違反があった場合、以下の内容を記録している。 (1) 発生日 (2) 記録日 (3) 記録者 (4) 苦情・事故・ルール違反の内容 (5) 応急対応 (6) 発生原因 (7) 再発防止に向けた是正処置 (8) 農場責任者による是正処置確認日	(変更なし)
2 経営者の責任						
2.1	必須	責任者の明確化	JGAPに基づく適切な農場管理を 行うための組織体制として 、経営者は、少なくとも以下の責任者を文書化し、農場内に周知している。 (1) 経営者 (2) 農場の責任者 (3) 商品管理の責任者 (4) 飼養管理の責任者 (5) 動物用医薬品管理の責任者 (6) 飼料管理の責任者 (7) 家畜排せつ物処理の責任者 (8) 労働安全の責任者 (9) 労務管理の責任者	責任者の明確化	JGAPに基づく適切な農場管理を可能とする組織体制を定めるために、経営者は、少なくとも以下の責任者を文書化し、農場内に周知している。 (1) 経営者 (2) 農場の責任者 (3) 商品管理の責任者 (4) 飼養管理の責任者 (5) 動物用医薬品管理の責任者 (6) 飼料管理の責任者 (7) 家畜排せつ物処理の責任者 (8) 労働安全の責任者 (9) 労務管理の責任者	目的を修正
2.2	必須	農場の責任者の責務	a. 経営者は、農場の責任者(管理点2.1)に農場管理に関する権限を与えている。 b. 農場の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) JGAPに関する文書の改定について把握し、関係する責任者に周知	農場の責任者の責務	a. 経営者は、農場の責任者(管理点2.1参照)に農場管理に関する権限を与えている。 b. 農場の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) JGAPに関する文書の改定について把握し、関係する責任者に周知	参照を削除
2.3	重要	方針の策定・共有	JGAPに基づく適切な農場管理を組織全体に定着させるために、経営者は、JGAPの取り組みに必要な農場管理の方針を文書化し、農場内に周知している。 ※団体の場合には、経営者を団体代表者と読み替え団体としての方針とする。	方針の策定・共有	JGAPに基づく適切な農場管理を組織全体に定着させるために、経営者は、JGAPの取り組みに必要な農場管理の方針を文書化し、農場内に周知している。 ※団体の場合には、経営者を団体代表者と読み替え団体としての方針とする。	(変更なし)

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
2.4	必須	自己点検の実施	<p>農場管理の改善のために、以下のことを年1回以上実施し、記録している。</p> <p>(1) JGAPを理解した者による、『JGAP農場用 管理点と適合基準』のすべての管理点についての自己点検</p> <p>(2) 自己点検の結果、不適合だった項目の改善</p> <p>※団体認証の場合は、内部監査に置き換えても良い。</p>	自己点検の実施	<p>農場管理の改善のために、以下のことを年1回以上実施し、記録している。</p> <p>(1) JGAPを理解した者による、「JGAP農場用 管理点と適合基準」のすべての管理点についての自己点検</p> <p>(2) 自己点検の結果、不適合だった項目の改善</p> <p>※団体認証の場合は、内部監査に置き換えても良い。</p>	(変更なし)
2.5	重要	経営者による改善	<p>a. 農場管理の改善のために、経営者は、以下の情報から農場管理の仕組みを年1回以上見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。</p> <p>(1) 自己点検(管理点2.4)結果(団体の場合には内部監査結果)</p> <p>(2) 商品の苦情の情報(管理点6.4)</p> <p>(3) 外部審査の結果</p> <p>(4) 苦情・事故・ルール違反情報(管理点1.5)</p> <p>(5) 適用範囲の変更点(管理点1.1)</p> <p>b. 経営者は、上記a.の見直し結果および該当する責任者への改善指示を記録している。</p> <p>c. 経営者は、食品安全・家畜衛生・労働安全・環境保全・人権の尊重・アニマルウェルフェアについて農場全体での意識の醸成を図っている。</p> <p>※団体の場合は、経営者を団体の代表者と置き換えても良い。</p>	経営者による改善	<p>a. 農場管理の改善のために、経営者は、以下の情報から農場管理の仕組みを年1回以上見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。</p> <p>(1) 管理点2.4の自己点検(団体の場合には内部監査)結果</p> <p>(2) 商品の苦情の情報</p> <p>(3) 外部審査の結果</p> <p>(4) 管理点1.5の苦情・事故・ルール違反情報</p> <p>(5) 適用範囲の変更点</p> <p>b. 経営者は、上記a.の見直し結果および該当する責任者への改善指示を記録している。</p> <p>c. 経営者は、食品安全・家畜衛生・労働安全・環境保全・人権の尊重・アニマルウェルフェアについて農場全体での意識の醸成を図っている。</p> <p>※団体の場合は、経営者を団体の代表者と置き換えても良い。</p>	関係する管理点を追加
2.6	必須	JGAPロゴマークの適切な使用	<p>JGAPに関する適切な表示をするために、JGAPロゴマークを使用している場合、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 関係する基準文書の遵守</p> <p>(2) 過去1年以内に発行された使用許諾書の保管</p> <p>※団体の場合は、団体事務局が実施する。</p>	JGAPロゴマークの適切な使用	<p>JGAPに関する適切な表示をするために、ロゴマークを使用している場合、関係する基準文書に従っている。また、以下の項目を満たしている。</p> <p>(1) JGAP認証農場ロゴマーク使用許諾書の保管</p> <p>(2) 日本GAP協会へロゴマークの使用状況を年1回報告し、日本GAP協会からの受領連絡を保管すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロゴマークの運用を検討中のため名称を変更し、使用許諾書の保管に変更 ・ 団体の場合を追記
2.7	努力	経営の維持・継続のための対策	<p>農場経営を維持・継続するために、災害等に備えた対策や計画を立てている。</p>	経営の維持・継続のための対策	<p>農場経営を維持・継続するために、災害等に備えた対策や計画を立てている。</p>	(変更なし)
2.8	必須	知的財産の管理	<p>知的財産を保護するために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 他人の知的財産を侵害しないこと</p> <p>(2) 自分の知的財産となる開発した技術・品種・商標等がある場合、それらの活用(権利化、秘匿、公開)</p>	知的財産の保護	<p>知的財産を保護するために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 他人の知的財産を侵害しないこと</p> <p>(2) 自分の知的財産となる開発した技術・品種・商標等がある場合、それらの保護と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (2)知的財産の活用として修正 ・ 管理点を「保護」から「管理」に修正

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
3 人権の尊重と労務管理						
3.1	重要	労務管理の責任者の責務	<p>a. 労務管理の責任者(管理点2.1)は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を統括している。</p> <p>b. 労務管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 人権の尊重および労務管理に関する知識の向上</p>	<p>労務管理の責任者の責務</p>	<p>a. 労務管理の責任者(管理点2.1参照)は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を統括している。</p> <p>b. 労務管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 人権の尊重および労務管理に関する知識の向上</p>	参照を削除
3.2	必須	労働力の適切な確保	<p>労働者の人権に配慮した適切な労務管理のために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) (a)から(i)が記載された労働者名簿の整備 (a) 氏名 (b) 生年月日 (c) 履歴 (d) 性別 (e) 住所 (f) 従事する業務の種類(労働者数常時30人未満の事業所は不要) (g) 雇入年月日 (h) 退職の年月日およびその事由(解雇の場合はその理由) (i) 死亡の年月日およびその原因 (2) 守秘義務を遵守した個人情報の管理 (3) 外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることの確認 (4) 法令に準拠した年少者の雇用</p>	<p>労働力の適切な確保</p>	<p>労働者の人権に配慮した適切な労務管理のために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) (a)から(i)が記載された労働者名簿の整備 (a) 氏名 (b) 生年月日 (c) 履歴 (d) 性別 (e) 住所 (f) 従事する業務の種類(労働者数常時30人未満の事業所は不要) (g) 雇入年月日 (h) 退職の年月日およびその事由(解雇の場合はその理由) (i) 死亡の年月日およびその原因 (2) 守秘義務を遵守した個人情報の管理 (3) 外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることの確認 (4) 法令に準拠した年少者の雇用</p>	(変更なし)
3.3	重要	労働条件の提示	<p>a. 使用者は、労働者に対して、就労前に以下に示す労働条件を文書で示している。 (1) 従事する業務内容と就業する場所 (2) 労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項 (3) 労働する時間、休憩時間、休日 (4) 賃金とその支払方法および支払い時期 (5) 退職に関する事項(雇用の解除に関する権利、解雇の条件等)</p> <p>b. 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。</p>	<p>労働条件の提示</p>	<p>a. 使用者は、労働者に対して、就労前に以下に示す労働条件を文書で示している。 (1) 従事する業務内容と就業する場所 (2) 労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項 (3) 労働する時間、休憩時間、休日 (4) 賃金とその支払方法および支払い時期 (5) 退職に関する事項(雇用の解除に関する権利、解雇の条件等)</p> <p>b. 外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。</p>	(変更なし)

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
3.4	重要	労働条件の遵守	労働者の人権に配慮した労務条件を確保するために、以下に取り組んでいる。 (1) 労働者の労働時間、休日、休憩は法令を遵守すること (2) 労働者の賃金は、法令で定められた最低賃金を下回らないこと (3) 深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金は法令を遵守すること (4) 労働者の賃金は、管理点3.3で定めた労働条件に従った一定期日での支払い (5) 賃金から不当または過剰に控除していないこと	労働条件の遵守	労働者の人権に配慮した労務条件を確保するために、以下に取り組んでいる。 (1) 労働者の労働時間、休日、休憩は法令を遵守すること (2) 労働者の賃金は、法令で定められた最低賃金を下回らないこと (3) 深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金は法令を遵守すること (4) 労働者の賃金は、管理点3.3で定めた労働条件に従った一定期日での支払い (5) 賃金から不当または過剰に控除していないこと	(変更なし)
3.5	必須	強制労働の禁止	労働者の人権を確保するために、以下のことが起きないように対策を実施している。 (1) 人身売買、奴隷労働および囚人労働を利用した労働力の確保 (2) 労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の自由を不当に拘束する手段による労働者の意思に反した労働の強制 (3) 労働者の移動の自由の制限 (4) 労働者の身分証明書、入国管理書類、労働許可証、渡航文書などの個人的な書類や貴重な所持品の没収あるいは保管	強制労働の禁止	労働者の人権を確保するために、以下のことが起きないように対策を実施している。 (1) 人身売買、奴隷労働および囚人労働を利用した労働力の確保 (2) 労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の自由を不当に拘束する手段による労働者の意思に反した労働の強制 (3) 労働者の移動の自由の制限 (4) 労働者の身分証明書、入国管理書類、労働許可証、渡航文書などの個人的な書類や貴重な所持品の没収あるいは保管	(変更なし)
3.6	重要	使用者と労働者のコミュニケーション	労働者の労働条件・労働環境の改善を図るために、以下に取り組んでいる。 (1) 使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について労働者が意見を伝えやすい環境を整えて意見交換を実施し、実施内容を記録すること (2) 使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っていること	使用者と労働者のコミュニケーション	労働者の労働条件・労働環境の改善を図るために、以下に取り組んでいる。 (1) 使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について労働者が意見を伝えやすい環境を整えて意見交換を実施し、実施内容を記録すること (2) 使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っていること	(変更なし)
3.7	必須	差別の禁止	労働者の公正な扱いのために、雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。	差別の禁止	労働者の公正な扱いのために、雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。	(変更なし)
3.8	努力	家族間のコミュニケーション	家族の作業者がいる場合、家族全員が働きやすい就業環境を整えるために、家族間の十分な話し合いに基づき家族経営を実施している。	家族による協定の締結	家族全員が働きやすい就業環境を整えるために、同居の親族のみの経営(家族経営)の場合、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めた協定がある。	家族間の十分な話し合いが重要であり、「協定」を要求しないこととし、管理点の名称を変更

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
4 教育訓練・入場者への注意喚起						
4.1	必須	作業員への教育訓練	<p>作業員が農場のルールを把握し、作業に必要な力量を身に着けるために、管理点2.1で定めた各責任者は、それぞれの担当分野の教育訓練について、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 農場のルールに則した内容の教育訓練 (2) 作業員に外国人がいる場合には、その作業員が理解できる言葉や表現(絵等)を用いた教育訓練 (3) 作業員の役割と責任の周知 (4) 責任者による農場のルールを遵守していることの日常的な確認 (5) 上記(1)(2)について、(a)から(d)の情報を含む教育訓練の記録</p> <p>(a) 実施日 (b) 参加者 (c) 教育訓練の内容 (d) 教育訓練に使用した資料</p>	作業員への教育訓練	<p>作業員が農場のルールを把握し、作業に必要な力量を身に着けるために、管理点2.1で定めた各責任者は、それぞれの担当分野の教育訓練について、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 作業員の役割と責任の周知 (2) 農場のルールに則した内容の教育訓練 (3) 責任者による農場のルールを遵守していることの日常的な確認 (4) 作業員に外国人がいる場合には、その作業員が理解できる表現(言語・絵等)を用いた教育訓練 (5) (a)から(d)の情報を含む教育訓練の記録</p> <p>(a) 実施日 (b) 参加者 (c) 教育訓練の内容 (d) 教育訓練に使用した資料</p>	<p>・ (1)から(4)の順番を変更し、(5)で記録を求める教育訓練を明確化</p> <p>・ 「言語」だと限定されてしまうため、「言葉」に変更</p>
4.2	必須	公的な資格の保有または講習の修了	法令により、資格の保有または講習等の受講が義務付けられている作業を担当する作業員は、必要な講習等の受講や試験に合格していることを証明できる。	公的な資格の保有または講習の修了	法令遵守および作業員の安全を確保するために、法令により、資格の保有または講習等の受講が義務付けられている作業を担当する作業員は、必要な講習等の受講や試験に合格していることを証明できる。	目的が限定されてしまう表現だったため、目的を削除
4.3	重要	入場者に対する注意喚起	<p>a. 以下について入場者が守るべき農場のルールを文書化し、入場者に注意を喚起している。</p> <p>(1) けが・事故防止 (2) 食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア (3) 環境への配慮</p> <p>b. 入場者に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる言葉や表現(絵等)でルールを伝えている。</p>	入場者に対する注意喚起	<p>a. 以下について入場者が守るべき農場のルールを文書化し、入場者に注意を喚起している。</p> <p>(1) 労働安全(入場者のけがが防止を含む) (2) 食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア (3) 環境への配慮</p> <p>b. 入場者に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる表現(言語・絵等)でルールを伝えている。</p>	入場者には労働以外の理由による入場もあるため、「労働安全」から変更

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
5 外部組織の管理						
5.1	重要	外部委託先との合意	<p>外部委託先と以下の内容について合意を得ており、文書化している。</p> <p>(1) 合意した日付 (2) 合意した者の名称(農場および外部委託先双方の名称、代表者氏名、所在地) (3) 外部委託する作業の範囲 (4) 外部委託する作業について、JGAPが求める食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア・労働安全に関する農場が定めたルール (5) 上記(4)について農場が定めたルールに従うこと (6) 合意内容に違反した場合の対応 (7) 外部から審査を受ける可能性があること、および不適合がある場合には是正処置を求める可能性があること</p>	外部委託先との合意	<p>外部委託先と以下の内容について合意を得ており、文書化している。</p> <p>(1) 合意した日付 (2) 合意した者の名称(農場および外部委託先双方の名称、代表者氏名、所在地) (3) 外部委託する業務の範囲 (4) 外部委託する業務について、JGAPが求める食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア・労働安全に関する農場が定めたルール (5) 上記(4)について農場が定めたルールに従うこと (6) 合意内容に違反した場合の対応 (7) 外部から審査を受ける可能性があること、および不適合がある場合には是正処置を求める可能性があること</p>	「業務」を「作業」に修正
5.2	必須	外部委託先の点検	<p>外部委託先に対し、外部委託する業務について、JGAPが求める食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア・労働安全に関する農場が定めたルールの適合状況を、年1回以上点検し、以下を記録している。</p> <p>(1) 外部委託先の名称 (2) 確認の実施日 (3) 確認者の名前 (4) 不適合事項 (5) 是正処置などの対応</p> <p>※外部委託先がJGAP認証を受けている場合、農場はその認証書の適用範囲や有効期限等を確認することによって外部委託先の点検を省略しても良い。</p>	外部委託先の点検	<p>外部委託先に対し、外部委託する業務について、JGAPが求める食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア・労働安全に関する農場が定めたルールの適合状況を、年1回以上点検し、以下を記録している。</p> <p>(1) 外部委託先の名称 (2) 確認の実施日 (3) 確認者の名前 (4) 不適合事項 (5) 是正措置などの対応</p> <p>※外部委託先がJGAP認証を受けている場合、農場はその認証書の適用範囲や有効期限等を確認することによって外部委託先の点検を省略しても良い。</p>	「是正措置」を「是正処置」に修正
6 商品管理						
6.1	重要	商品管理の責任者の責務	<p>a. 商品管理の責任者(管理点2.1)は、以下の業務を統括している。</p> <p>(1) 商品の種類・規格の管理(品目・品種・飼養管理等) (2) 数量・重量を含む商品仕様 (3) トレーサビリティの管理 (4) 商品の安全や品質の確保 (5) 商品に関する苦情・異常および商品の回収への対応</p> <p>b. 商品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 商品管理に関する知識の向上</p>	商品管理の責任者の責務	<p>a. 商品管理の責任者(管理点2.1参照)は、以下の業務を統括している。</p> <p>(1) 商品の種類・規格の管理(品目・品種・飼養管理等) (2) 数量・重量を含む商品仕様 (3) トレーサビリティの管理 (4) 商品の安全や品質の確保 (5) 商品に関する苦情・異常および商品の回収への対応</p> <p>b. 商品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 商品管理に関する知識の向上</p>	参照を削除

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
6.2	必須	トレーサビリティの確保	<p>a. 出荷した生産物から以下の記録を確認できるトレーサビリティの仕組みがある。</p> <p>(1) 農場 (2) 品目 (3) 出荷先 (4) 出荷日 (5) 出荷数量 (6) 管理点L8.1の家畜の識別記録 (7) 出生日または導入日・導入元 (8) 給与した飼料 (9) 治療・投薬の記録</p> <p>b. 上記a.のトレーサビリティの仕組みを年1回以上確認し(トレーステスト)、必要に応じて仕組みを見直している。</p>	トレーサビリティの確保	<p>a. 出荷した生産物から以下の記録を確認できるトレーサビリティの仕組みがある。</p> <p>(1) 農場名 (2) 品目名 (3) 出荷先 (4) 出荷日 (5) 出荷数量 (6) 管理点L8.1の家畜の識別記録 (7) 出生日または導入日・導入元 (8) 給与した飼料 (9) 治療・投薬の記録</p> <p>b. 上記a.のトレーサビリティの仕組みを年1回以上確認し、必要に応じて仕組みを見直している。</p>	<p>(1)農場および(2)品目から「名」を削除</p> <p>b.トレーステストを補足</p>
6.3	必須	商品の苦情・異常への対応手順	<p>a. 商品に関する苦情・異常への適切な対応および再発防止のために、以下の項目を含む対応手順を文書化している。</p> <p>(1) 商品の苦情・異常の発生状況の把握 (2) 商品管理の責任者への連絡・報告(影響を及ぼす範囲の把握を含む) (3) 応急対応(影響がある出荷先および関係機関への連絡・相談・公表、不適合品の処置等を含む) (4) 原因追及 (5) 再発防止に向けた是正処置 (6) 法令違反があった場合の認証機関への報告</p> <p>b. 文書化した手順は、年1回以上、見直している。</p>	商品の苦情・異常・回収への対応手順	<p>a. 商品に関する苦情・異常の再発防止のために、以下の項目を含む対応手順を文書化している。</p> <p>(1) 商品の苦情・異常の発生状況の把握 (2) 商品管理の責任者への連絡・報告(影響を及ぼす範囲の把握、責任者による商品回収の必要性の判断を含む) (3) 応急対応(影響がある出荷先および関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む) (4) 原因追及 (5) 再発防止に向けた是正処置 (6) 法令違反があった場合の認証機関への報告</p> <p>b. 文書化した手順は、年1回以上、見直している。</p>	<p>・ 再発防止だけでなく苦情・異常への適切な対応も求めているため目的を追加</p> <p>・ 家畜および畜産物を農場で回収することは想定されないため、下線部分を削除</p>
6.4	必須	商品の苦情・異常への対応記録	<p>a. 商品に関する苦情・異常が発生した場合、管理点6.3の手順に従って対応したことを記録している。</p> <p>b. 記録には、苦情・異常の発生日(連絡日)、記録日、記録者、商品管理の責任者による確認日を記載している。</p>	商品の苦情・異常・回収への対応記録	<p>a. 商品に関する苦情・異常が発生した場合、管理点6.3の手順に従って対応したことを記録している。</p> <p>b. 記録には、苦情・異常の発生日(連絡日)、記録日、記録者、商品管理の責任者による確認日を記載している。</p>	同上の理由により、管理点から「回収」を削除
7 生産工程におけるリスク管理						
7.1	必須	生産物の理解	<p>管理点7.3のリスク評価の参考とするために、認証の対象となる生産物について、後工程(出荷先、加工工程)での取扱いを想定して食品安全に留意すべき点を説明できる。</p> <p>※ 複数の生産物を扱っている場合、生産物の特徴や工程が類似するグループごとに説明しても良い。</p>	生産物の理解	<p>管理点7.3のリスク評価の参考とするために、認証の対象となる生産物について、後工程(出荷先、加工工程)での取扱いを想定して食品安全に留意すべき点を説明できる。</p> <p>複数の生産物を扱っている場合、生産物の特徴や工程が類似するグループごとに説明しても良い。</p>	※を追加

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
7.2	必須	工程の明確化	<p>a. 生産物ごと、または類似するグループごとに以下を文書化している。</p> <p>(1) 作業工程</p> <p>(2) 工程で使用する主要な資源(導入家畜、水、飼料、敷料、動物用医薬品、設備・機械、運搬車両、資材、掃除道具、工具等)</p> <p>b. 各工程が、現状と合っているか現場で確認している。</p>	工程の明確化	<p>a. 生産物ごと、または類似するグループごとに以下を文書化している。</p> <p>(1) 作業工程</p> <p>(2) 工程で使用する主要な資源(導入家畜、水、飼料、敷料、動物用医薬品、設備・機械、運搬車両、資材、掃除道具、工具等)</p> <p>b. 各工程が、現状と合っているか現場で確認している。</p>	(変更なし)
7.3	必須	リスク評価の実施	<p>管理点7.2で文書化した各工程について、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 食品安全および家畜衛生に関するリスクを抽出して重要性を評価し、リスクを予防・低減するための対策の文書化</p> <p>(2) 現場の状況が反映されていることを確実にするために、責任者と作業者による共同での実施</p>	リスク評価の実施	<p>管理点7.2で文書化した各工程について、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 食品安全および家畜衛生に関するリスク評価とリスクを予防・低減するための対策の文書化</p> <p>(2) 現場の状況が反映されていることを確実にするために、責任者と作業者でのリスク評価の実施</p>	意図を明確にするため、用語を補足
7.3.1	必須	畜産特有のリスク	<p>該当する場合、管理点7.3のリスク評価には以下を必ず評価の対象としている。</p> <p><食品安全リスク></p> <p>(1) 畜産物への病原微生物の汚染</p> <p>(2) 抗菌性物質・農薬など化学物質の残留</p> <p>(3) 注射針の残留、異物混入</p> <p><家畜衛生リスク></p> <p>(1) 病原微生物の侵入・感染</p> <p>(2) 殺虫剤・殺鼠剤・消毒薬・農薬など化学物質の誤食</p> <p>(3) 飼料(放牧地含む)への有毒植物の混入</p> <p>(4) 不適切な設備等による負傷</p>	畜産特有のリスク	<p>該当する場合、管理点7.3のリスク評価には以下を必ず評価の対象としている。</p> <p><食品安全リスク></p> <p>(1) 畜産物への病原微生物の汚染</p> <p>(2) 抗菌性物質・農薬など化学物質の残留</p> <p>(3) 注射針の残留、異物混入</p> <p><家畜衛生リスク></p> <p>(1) 病原微生物の侵入・感染</p> <p>(2) 殺虫剤・殺鼠剤・消毒薬・農薬など化学物質の誤食</p> <p>(3) 飼料(放牧地含む)への有毒植物の混入</p> <p>(4) 不適切な設備等による負傷</p>	(変更なし)
7.3.2	必須	放射性物質への対応	<p>放射性物質により汚染された生産物を出荷しないために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 認証の対象品目に対して、農場がある地域に関する法令・行政機関からの指示の有無の確認</p> <p>(2) 指示がある場合は、指示に基づく対応</p>	放射性物質への対応	<p>放射性物質により汚染された生産物を出荷しないために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 認証の対象品目に対して、農場がある地域に関する法令・行政機関からの指示の有無の確認</p> <p>(2) 指示がある場合は、指示に基づく対応</p>	(変更なし)

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
7.4	必須	対策・ルールの周知・実施・確認	<p>a.管理点7.3で文書化したリスクを予防・低減するための対策について、責任者による作業員への対策の教育訓練を行い、対策を実施している(新人の配置および対策・ルール変更時には必ず実施すること)。</p> <p>b.管理点7.3で重要性が高いと評価したリスクについて、対策を強化するために以下に取り組んでいる。 (1) 作業員が理解できる具体的なルールの文書化(図、映像を含む) (2) 責任者による作業員へのルールの教育訓練および実施(新人の配置および対策・ルール変更時には必ず実施すること) (3) 責任者による遵守状況の定期的な確認とその記録</p>	対策・ルールの周知・実施・確認	<p>管理点7.3で文書化したリスクを予防・低減するための対策について、以下に取り組んでいる。 (1) 少なくともリスク評価で重要と判断した対策については、作業員が分かる具体的なルールの文書化(図、映像を含む) (2) 責任者による作業員への対策・ルールの教育訓練(新人の配置および対策・ルール変更時には必ず実施すること) (3) 定めた対策・ルールの実施 (4) リスク評価で重要と判断した対策・ルールについては、責任者による遵守状況の定期的な確認とその記録</p>	<ul style="list-style-type: none"> 意図を明確にするためa.b.に項目を分けて記載 「作業員が分かる」を「作業員が理解できる」に修正
7.5	必須	リスク評価等の見直し	<p>管理点7.2、7.3、7.4で文書化したリスク評価・対策・ルールについて、以下を実施したことを記録している。 (1) 年1回以上、および工程の変更や新たなリスクが確認された場合、リスク評価の見直し (2) リスク評価の見直しに合わせ、必要に応じて対策とルールの見直し (3) 有効性を高めるために、責任者と作業員による共同での見直し</p>	リスク評価等の見直し	<p>管理点7.2、7.3、7.4で文書化したリスク評価・対策・ルールについて、以下に取り組んでいる。 (1) 少なくとも年に1回、および工程の変更や新たなリスクが確認された場合、リスク評価の見直し (2) リスク評価の見直しに合わせ、必要に応じて対策とルールの見直し (3) 有効性を高めるために、責任者と作業員での見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取り組んだことを確認するため、記録していることを追加 「少なくとも年に1回」を「年1回以上」に修正 趣旨を明確にするため文章を補足
8 作業員および入場者の衛生管理						
8.1	必須	健康状態の把握と対策	<p>作業員・生産物の衛生管理のために、以下に取り組んでいる。 (1) 健康状態に異常(下痢、おう吐、発熱、黄疸等の症状)のある作業員および入場者を把握するための手順の文書化と実施 (2) 上記(1)の症状のある者には、生産物に触れるエリアへ立入・従事を禁止、または対策をした上で立入・従事の許可 (3) 上記(1)の症状のある者への健康管理に関する十分な対応 (4) 健康状態に異常がない他の作業員および入場者への感染予防措置の実施</p>	健康状態の把握と対策	<p>作業員・生産物の衛生管理のために、以下に取り組んでいる。 (1) 健康状態に異常(下痢、おう吐、発熱、黄疸等の症状)のある作業員および入場者を把握するための手順の文書化と実施 (2) 上記(1)の症状のある者には、生産物に触れるエリアへ立入・従事を禁止、または対策をした上で立入・従事の許可 (3) 上記(1)の症状のある者への健康管理に関する十分な対応 (4) 健康状態に異常がない他の作業員および入場者への感染予防措置の実施</p>	(変更なし)
8.2	重要	衛生管理のルール設定と周知	<p>作業員・生産物の衛生管理のために、以下の項目について衛生管理に関する必要なルールを文書化し、作業員および入場者に周知し、実施させている。 (1) 作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着 (2) 手洗いの手順、消毒、爪の手入れ (3) 喫煙、飲食、痰や唾の処理および咳やくしゃみ等の個人の行動 (4) トイレの利用 (5) 生産物への接触 (6) 身の回り品の取扱い</p>	衛生管理のルール設定と周知	<p>作業員・生産物の衛生管理のために、以下の衛生管理のルールを文書化し、作業員および入場者に周知し、実施させている。 (1) 作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着品の提供・装着および洗浄 (2) 手洗いの手順、消毒、爪の手入れ (3) 喫煙、飲食、痰や唾の処理および咳やくしゃみ等の個人の行動 (4) トイレの利用 (5) 生産物への接触 (6) 身の回り品の取扱い</p>	<p>以下の意図を明確にするために修正 ・ (1)から(6)に対して、必要な場合は、ルールの文書化を求めている ・ (1)は装着品の提供が必須ではなく、装着に関するルールを文書化することを求めている</p>

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
8.3	重要	手洗い設備の整備	<p>作業者が必要時に手洗い設備を利用でき、手洗いによる衛生を確保するために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) トイレおよび作業現場近くに、衛生的な水を使った手洗いが可能な手洗い設備の設置</p> <p>(2) 手洗い設備の衛生的な管理(清掃・メンテナンス)</p> <p>(3) 手洗いに必要な洗剤・手拭・消毒等の備品の設置</p>	手洗い設備の整備	<p>作業者が必要時に手洗い設備を利用でき、手洗いによる衛生を確保するために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) トイレおよび作業現場近くに、手洗い設備の設置</p> <p>(2) 手洗い設備の衛生管理の実施</p> <p>(3) 衛生的な水を使った手洗いが可能な設備の設置</p> <p>(4) 手洗いに必要な洗剤・手拭・消毒等の備品の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)(3)が重複していたため整理 ・ (2)用語の補足
8.4	重要	トイレの整備	<p>作業者が必要時にトイレを利用でき、トイレの汚れによる使用者および環境への汚染防止のために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 作業現場近くに、作業者に対し十分な数のトイレの確保</p> <p>(2) トイレの定期的な清掃</p> <p>(3) トイレの衛生面に影響する破損の補修</p> <p>(4) トイレの汚物・汚水の適切な処理</p>	トイレの整備	<p>作業者が必要時にトイレを利用でき、トイレの汚れによる使用者および環境への汚染防止のために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 作業現場近くに、作業者に対し十分な数のトイレの設置</p> <p>(2) トイレの定期的な清掃</p> <p>(3) トイレの衛生面に影響する破損の補修</p> <p>(4) トイレの汚物・汚水の適切な処理</p>	用語の修正
8.5	重要	喫煙・飲食場所の制限	喫煙・飲食をする場所を特定し、生産物への影響や火災がないように対策を実施している。	喫煙・飲食場所の制限	喫煙・飲食をする場所を特定し、生産物への影響や火災がないように対策を実施している。	(変更なし)
9 労働安全管理および事故発生時の対応						
9.1	重要	労働安全の責任者の責務	<p>a. 労働安全の責任者(管理点2.1)は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。</p> <p>b. 労働安全の責任者は、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握</p> <p>(2) 労働安全に関する知識の向上</p> <p>(3) 設備・機械の安全な使用方法の情報の入手および理解</p> <p>(4) 農場内に応急手当をできる者を配置し、その者が5年以内に応急手当の訓練を受けていることが証明できること</p>	労働安全の責任者の責務	<p>a. 労働安全の責任者(管理点2.1参照)は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。</p> <p>b. 労働安全の責任者は、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握</p> <p>(2) 労働安全に関する知識の向上</p> <p>(3) 設備・機械の安全な使用方法の情報の入手および理解</p> <p>(4) 農場内に応急手当をできる者がおり、その者が5年以内に応急手当の訓練を受けていることが証明できること</p>	参照の削除と、用語の修正

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
9.2	必須	事故の防止	<p>事故を防ぐために、労働安全の責任者は以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 少なくとも(a)から(g)を含む年1回以上の労働安全に関するリスク評価の実施および事故やけがを防止する対策の文書化</p> <p>(a) 家畜との接触を伴う作業 (b) 機械設備(バークリーナーなど)の使用 (c) トラクター、農用運搬車の使用(乗用型の場合は、公道での走行、積み降ろしおよび傾斜地や段差での使用、巻き込まれを含む) (d) 草刈機(刈払機)(斜面・法面での使用を含む) (e) 高所作業(脚立等の使用を含む) (f) 暑熱環境下の作業(熱中症対策) (g) 自分の農場および同業者で発生した事故・けが・ヒヤリハットの情報</p> <p>(2) 上記(1)で立てた対策の周知および実施(新人の配置および対策の変更時には必ず行うこと)</p> <p>(3) 施設および作業内容に変更があった場合、リスク評価とその対策の見直し</p> <p>(4) 上記(1)のリスク評価と対策および上記(3)の見直しは、有効性を高めるために作業者と共同での実施</p>	事故の防止	<p>事故を防ぐために、労働安全の責任者は以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 労働安全に関する少なくとも(a)から(g)を含む年1回以上のリスク評価の実施および事故やけがを防止する対策の文書化</p> <p>(a) 家畜との接触を伴う作業 (b) 機械設備(バークリーナーなど)の使用 (c) トラクター、農用運搬車の使用(乗用型の場合は、公道での走行、積み降ろしおよび傾斜地や段差での使用、巻き込まれを含む) (d) 草刈機(刈払機)(斜面・法面での使用を含む) (e) 高所作業(脚立等の使用を含む) (f) 暑熱環境下の作業(熱中症対策) (g) 自分の農場および同業者で発生した事故・けが・ヒヤリハットの情報</p> <p>(2) 上記(1)で立てた対策の周知および実施</p> <p>(3) 施設および作業内容に変更があった場合、リスク評価とその対策の見直し</p> <p>(4) 上記(1)のリスク評価と対策および上記(3)の見直しは、有効性を高めるために作業者と実施すること</p>	<p>・ 文章を理解しやすくするため、(1)の文章を修正</p> <p>・ (2)()内の要求を追加</p> <p>・ (4)文章の補足</p>
9.3	重要	危険な作業に従事する要件	<p>危険を伴う作業は安全を確保するために、以下を満たした作業者が担当している。</p> <p>(1) 安全のための十分な教育・訓練を受けた者(管理点4.1) (2) 法令で要求されている場合には、労働安全に関する公的な資格または講習等を修了している者(管理点4.2) (3) 酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者以外の者 (4) 作業内容に応じた心身機能や能力を有した者 (5) 安全を確保するための適切な服装・保護具を着用した者</p>	危険な作業に従事する要件	<p>危険を伴う作業は安全を確保するために、以下を満たした作業者が担当している。</p> <p>(1) 安全のための十分な教育・訓練を受けた者(管理点4.1参照) (2) 法令で要求されている場合には、労働安全に関する公的な資格または講習等を修了している者(管理点4.2参照) (3) 酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者以外の者 (4) 作業内容に応じた心身機能や能力を有した者 (5) 安全を確保するための適切な服装・保護具を着用した者</p>	参照を削除
9.4	重要	事故発生時の対応	<p>事故・火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 事故・火災の対応手順および連絡網の文書化と作業員への周知 (2) 清潔な水および救急箱の用意(救急箱の中身は管理点9.2でリスク評価した結果、必要と判断したもの)</p>	事故発生時の対応	<p>事故・火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるために、以下に取り組んでいる。</p> <p>(1) 事故・火災の対応手順および連絡網の文書化と作業員への周知 (2) 清潔な水および救急箱の用意(救急箱の中身は管理点9.2でリスク評価した結果、必要と判断したもの)</p>	(変更なし)

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
9.5	重要	設備・機械の安全な使用	事故防止のために、以下に取り組んでいる。 (1) 設備・機械の取扱説明書やメーカーの指導に従った使用 (2) 安全性を損なう改造の禁止 (3) 購入時には設備・機械の安全性の評価を行い、より安全に配慮した機種を選択 (4) シートベルトや安全フレームなど安全装置がある機械は安全装置を有効にした使用(着装等) (5) 作業機械を装着・牽引したトラクターの灯火器類設置等、法令に従った公道走行 (6) 設備・機械の使用前点検	設備・機械の安全な使用	事故防止のために、以下に取り組んでいる。 (1) 設備・機械の取扱説明書やメーカーの指導に従った使用 (2) 安全性を損なう改造の禁止 (3) 購入時には設備・機械の安全性の評価を行い、より安全に配慮した機種を選択 (4) シートベルトや安全フレームなど安全装置がある機械は安全装置を有効にした使用(着装等) (5) 作業機械を装着・牽引したトラクターの灯火器類設置等、法令に従った公道走行 (6) 設備・機械の使用前点検	(変更なし)
9.6	必須	労働災害に対する備え(強制加入)	労働災害に対する備えのために、法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場が強制加入の条件に相当する場合には、その保険に加入している。	労働災害に対する備え(強制加入)	労働災害に対する備えのために、法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場が強制加入の条件に相当する場合には、その保険に加入している。	(変更なし)
9.7	努力	労働災害に対する備え(任意加入等)	労働災害に対する備えのために、以下に取り組んでいる。 (1) 労働者が労働災害にあった場合の補償対策 (2) 経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策	労働災害に対する備え(任意加入等)	労働災害に対する備えのために、以下に取り組んでいる。 (1) 労働者が労働災害にあった場合の補償対策(管理点9.6で保険に加入している場合を除く) (2) 経営者や家族従事者が労働災害にあった場合の補償対策	(1)の()を削除

10 設備・機械・器具等の管理

10.1	必須	設備・機械等の管理	a. 生産物の汚染や事故を防ぐために、使用している設備・機械および運搬車両について、以下に取り組んでいる。 (1) 使用している設備・機械(動力の付いた機械)および運搬車両のリストの文書化 (2) リストへの設備・機械および運搬車両に使用する電気、燃料等の記載 (3) 必要な点検・整備・清掃・洗浄・消毒の適期実施と記録(保守・点検作業が食品安全を損なってはならない) (4) 外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等の保管 (5) 家畜衛生、食品安全、労働安全および盗難防止に配慮した保管 b. 購入や整備サービスは信頼できる業者を選んでおり、選定理由を説明できる。	設備・機械等の管理	a. 生産物の汚染や事故を防ぐために、使用している設備・機械および運搬車両について、以下に取り組んでいる。 (1) 使用している設備・機械(動力の付いた機械)および運搬車両のリストの文書化 (2) リストへの設備・機械および運搬車両に使用する電気、燃料等の記載 (3) 必要な点検・整備・清掃・洗浄・消毒の適期実施と記録(保守・点検作業が食品安全を損なってはならない) (4) 外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等の保管 (5) 家畜衛生、食品安全、労働安全および盗難防止に配慮した保管 b. 購入や整備サービスは信頼できる業者を選んでおり、選定理由を説明できる。	(変更なし)
------	----	-----------	---	-----------	---	--------

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
10.2	必須	掃除道具および洗剤・消毒剤の管理	生産物への汚染を低減させるために、生産工程で使用する設備・機械、生産物保管容器の掃除道具および洗剤や消毒剤について、以下に取り組んでいる。 (1) 食品安全および家畜の健康に問題がなく、意図した用途に適していること (2) 使用后、所定の場所に衛生的に保管すること (3) 掃除道具は、その他の掃除道具と分けて使用し、保管すること (4) 掃除道具の劣化・損傷等を定期的に点検し、必要に応じて交換すること (5) 洗剤や消毒剤は、使用期限内または有効期限内であること	掃除道具および洗剤・消毒剤の管理	生産物への汚染を低減させるために、生産工程で使用する設備・機械、生産物保管容器の掃除道具および洗剤や消毒剤について、以下に取り組んでいる。 (1) 食品安全および家畜の健康に問題がなく、意図した用途に適していること (2) 使用后、所定の場所に衛生的に保管すること (3) 掃除道具は、その他の掃除道具と分けて使用し、保管すること (4) 掃除道具の劣化・損傷等を定期的に点検し、必要に応じて交換すること (5) 洗剤や消毒剤は、使用期限内または有効期限内であること	(変更なし)
10.3	重要	毒物・劇物・農薬の管理	事故防止や生産物への汚染を防ぐために、動物用医薬品以外の毒物・劇物および農薬がある場合、以下に取り組んでいる。 (1) 他のもものと区分し、施錠された場所への保管 (2) 毒物・劇物の場合は、毒物・劇物の識別表示	毒物・劇物・農薬の管理	事故防止や生産物への汚染を防ぐために、動物用医薬品以外の毒物・劇物および農薬について、以下に取り組んでいる。 (1) 他のもものと区分し、施錠された場所への保管 (2) 毒物・劇物の場合は、毒物・劇物の識別表示	文章表現の修正
11 エネルギー等の管理、地球温暖化防止						
11.1	必須	燃料・オイル類の管理	火災・爆発の発生、流出による環境汚染を防ぐために、燃料・オイル類の保管・給油について、以下に取り組んでいる。 (1) 火気厳禁とし、必要に応じて警告表示の設置 (2) 内容物に適した容器の使用 (3) 初期消火に有効な場所に使用期限内の消火器を設置 (4) 燃料もれ対策の実施 (5) 引火防止対策の実施(静電気対策、高温による吹き出し・気化防止)	燃料・オイル類の管理	火災・爆発の発生、流出による環境汚染を防ぐために、燃料・オイル類の保管・給油について、以下に取り組んでいる。 (1) 火気厳禁とし、必要に応じて警告表示の設置 (2) 内容物に適した容器の使用 (3) 初期消火に有効な場所に使用期限内の消火器を設置 (4) 燃料もれ対策の実施 (5) 引火防止対策の実施(静電気対策、高温による吹き出し・気化防止)	(変更なし)
11.2	重要	省エネルギーの推進	温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握 (2) 施設、機械の省エネルギーのための計画の文書化および実施	省エネルギーの推進	温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。 (1) 電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握 (2) 施設、機械の省エネルギーのための計画の文書化および実施 (3) 把握した前年度使用量の次年度計画作成への活用	(3)は(2)に含まれるため削除
12 廃棄物の管理および資源の有効利用						
12.1	必須	廃棄物の適正管理および資源の有効利用	廃棄物の適正処理、温室効果ガス削減対策のために、生産工程で発生する廃棄物について、以下に取り組んでいる。 (1) 環境を汚染しない方法での保管 (2) 法令、行政の指導に則した処理方法の文書化および実施 (3) 削減のための努力	資源の有効利用	廃棄物の適正処理、温室効果ガス削減対策のために、生産工程で発生する廃棄物について、以下に取り組んでいる。 (1) 環境を汚染しない方法での保管 (2) 法令、行政の指導に則した処理方法の文書化および実施 (3) 削減のための努力	意図を明確にするため、管理点に下線部分を追加
12.2	必須	整理・整頓・清掃の実施	農場内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。	廃棄物の管理	廃棄物による生産物等への汚染を防ぐために、農場内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。	目的と適合基準の意図の整合性を図るため、目的を削除し、管理点を変更

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
13 周辺環境・生物多様性への配慮						
13.1	必須	周辺環境への配慮	周辺環境への配慮のために、以下に取り組んでいる。 (1) 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等の影響の把握と対策の実施 (2) 農業用機械が公道に出る場合の十分な安全確認、公道での泥・土塊の落下防止	周辺環境への配慮	周辺環境への配慮のために、以下に取り組んでいる。 (1) 周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等への配慮 (2) 農業用機械が公道に出る場合の十分な安全確認、公道での泥・土塊の落下防止	配慮の内容を明確にするため修正
13.2.1	重要	生物多様性への配慮①	鳥獣被害対策を行う場合は、生物多様性に配慮している。	生物多様性への配慮①	鳥獣被害対策を行う場合は、生物多様性に配慮している。	(変更なし)
13.2.2	努力	生物多様性への配慮②	生物多様性への取り組みとして、固有種(在来種)の動植物の保全あるいは生物多様性を目的とした地域の取り組みに参加している。	生物多様性への配慮②	生物多様性のために、以下に取り組んでいる。 (1) 固有の動植物の保全あるいは生物多様性を目的とした地域の取り組みへの参加 (2) 上記(1)の取り組みの効果を確認するための指標となる動植物の増減を、年1回以上確認	畜産農場が単独で指標となる動植物の増減を把握することは困難なため、(2)を削除し、文章を整理

番号	レベル	管理点	2022_1	管理点	2022	備考
畜産専用項目(修正した管理点のみ抜粋)						
L1.1	重要	飼養管理の責任者の責務	a. 飼養管理の責任者(管理点2.1)は、家畜衛生およびアニマルウェルフェアに関する業務を統括している。 b. 飼養管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 家畜衛生およびアニマルウェルフェアに関する知識の向上 (3) 農場の作業員および入場者(外部委託先を含む)への、JGAPが求める家畜衛生・アニマルウェルフェアに関する周知	飼養管理の責任者の責務	a. 飼養管理の責任者(管理点2.1参照)は、家畜衛生およびアニマルウェルフェアに関する業務を統括している。 b. 飼養管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 家畜衛生およびアニマルウェルフェアに関する知識の向上 (3) 農場の作業員および入場者(外部委託先を含む)への、JGAPが求める家畜衛生・アニマルウェルフェアに関する周知	参照を削除
L2.1	重要	家畜排せつ物処理の責任者の責務	a. 家畜排せつ物処理の責任者(管理点2.1)は、家畜排せつ物の堆肥化等による処理、堆肥の保管の業務を統括している。 b. 家畜排せつ物処理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 家畜排せつ物の堆肥化等に関する知識の向上	家畜排せつ物処理の責任者の責務	a. 家畜排せつ物処理の責任者(管理点2.1参照)は、家畜排せつ物の堆肥化等による処理、堆肥の保管の業務を統括している。 b. 家畜排せつ物処理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 家畜排せつ物の堆肥化等に関する知識の向上	参照を削除
L3.1	重要	動物用医薬品管理の責任者の責務	a. 動物用医薬品管理の責任者(管理点2.1)は、動物用医薬品の取扱い・管理の業務を統括している。 b. 動物用医薬品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 動物用医薬品に関する知識の向上 (3) 動物用医薬品の適切な使用および管理	動物用医薬品管理の責任者の責務	a. 動物用医薬品管理の責任者(管理点2.1参照)は、動物用医薬品の取扱い・管理の業務を統括している。 b. 動物用医薬品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 動物用医薬品に関する知識の向上 (3) 動物用医薬品の適切な使用および管理	参照を削除
L6.1	重要	飼料管理の責任者の責務	a. 飼料管理の責任者(管理点2.1)は、飼料の選択・設計・調達・保管および自給飼料生産の業務を統括している。 b. 飼料管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 家畜栄養に関する知識の向上	飼料管理の責任者の責務	a. 飼料管理の責任者(管理点2.1参照)は、飼料の選択・設計・調達・保管および自給飼料生産の業務を統括している。 b. 飼料管理の責任者は、以下に取り組んでいる。 (1) 担当するJGAP管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握 (2) 家畜栄養に関する知識の向上	参照を削除
L6.3	重要	飼料の適切な保管	品質の劣化や病原微生物による汚染、抗菌性物質の意図しない混入を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 定期的に品質の劣化、カビの発生の有無の点検 (2) 飼料保管庫に野生動物が侵入しない、または、排せつ物が混入しない対策 (3) 抗菌性物質無添加の飼料に、抗菌性物質を添加した飼料が混入しない対策	飼料の適切な保管	品質の劣化や病原微生物による汚染、抗菌性物質の意図しない混入を防ぐために、以下に取り組んでいる。 (1) 定期的に品質の劣化、カビの発生の有無の点検 (2) 飼料保管庫に野生動物が侵入しない、または、排せつ物が混入しないように対策すること (3) 抗菌性物質無添加の飼料に、抗菌性物質を添加した飼料が混入しない対策	文末表記の統一(下線部の削除)

※自給飼料専用項目は変更なし